

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行について

(施行日 平成26年5月20日)

～ 悪質運転により死傷事故を起こした運転者に対する罰則が強化 ～

これまで刑法に規定されていた危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪を刑法から削除し、新たに自動車運転中の死傷事故に係る刑罰を規定した新法が、平成26年5月20日に施行され、悪質運転による死傷事故を起こした運転者に対する罰則が強化されました。

新法のポイント

1 危険運転致死傷罪の適用要件に「通行禁止道路の危険走行」を追加

危険運転致死傷罪の新たな適用要件として、「政令で定める通行禁止道路を重大な交通の危険を生じさせる速度で運転する行為」が加えられました。

【罰則】

死亡～1年以上20年以下の懲役、傷害～15年以下の懲役

2 病気等の影響による死傷事故に危険運転致死傷罪を適用

アルコール又は薬物及び政令で定める自動車の運転に死傷を及ぼすおそれのある病気の影響により「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転」して起こした死傷事故にも危険運転致死傷罪が適用されます。

【罰則】

死亡～15年以下の懲役、傷害～12年以下の懲役



3 飲酒運転事故等の「逃げ得」を防ぐ処罰規定を新設

アルコール又は薬物の影響で起こした死傷事故後に、アルコール等の影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為を処罰する「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が新設されました。

【罰則】

12年以下の懲役

4 「過失運転致死傷罪」への名称変更

「自動車運転過失致死傷罪」が「過失運転致死傷罪」に名称変更。

【罰則】

7年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金

5 無免許運転の場合に、刑を加重

新法の罪を犯した者が無免許運転であった場合には、それぞれ刑が加重されます。
危険運転致死傷罪の「進行を制御する技能を有しないで走行させる行為」を除く。

【罰則】

上記1の場合：傷害～6月以上20年以下の懲役

上記2の場合：死亡～6月以上20年以下の懲役、傷害～15年以下の懲役

上記3の場合：15年以下の懲役

上記4の場合：10年以下の懲役